

各 位

会社名 藤井産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井 昌一
(JASDAQ コード番号 9906)
問合せ先 取締役社長室長兼経営企画部長 秋本 榮一
TEL 028-662-6018

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第52期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の主旨及び目的

- (1) 今後の事業展開に備え、現行定款第2条(目的)を変更し、事業目的の追加を行うものであります。
 - (2) 経営の意思決定の迅速化や業務執行の効率性の確保を目的として、現行定款第15条(員数)に定める取締役の員数を22名以内から15名以内に改めるものであります。
 - (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くことを明確にするため、変更案第4条(機関)及び変更案第6章会計監査人(第37条～第40条)を新設するものであります。
 - ② 単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ③ 株主総会参考資料等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ④ 取締役会の機動的な運営のため、一定の条件を満たす場合に限り、書面または電磁的方法による取締役会承認決議を可能にするため、変更案第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ⑤ 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、法令に定める範囲内で責任を免除できる旨を定めるとともに、社外取締役及び社外監査役に有能な人材を招聘できるよう責任限定契約を締結可能とする旨を変更案第28条(取締役の責任免除)及び変更案第36条(監査役の責任免除)に定めるものであります。なお、変更案第28条の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
 - ⑥ 会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結可能とする旨を変更案第40条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。
 - ⑦ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑧ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - ⑨ 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。
 - (4) その他、当社の実情に即して表現の整備を行うため、一部字句の修正及び新設を行うものであります。
- #### 2. 変更の内容
- 別紙の通り変更いたします。
3. 定款変更の効力発生日(予定) 平成18年6月28日 以 上

(下線部分は変更箇所)

>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は藤井産業株式会社と称し、英文ではFujii Sangyo Corporationと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の販売および輸出入業</p> <p>(1) 電気工事材料、管工事材料、照明器具、電線・ケーブル</p> <p>(2) 制御・受配電機器、計測機器、モーター、ポンプ</p> <p>(3) 換気・送風機器、冷暖房・空調機器</p> <p>(4) 半導体素子、電子部品、通信機器、防災機器、コンピュータ機器、電子映像機器</p> <p>(5) 家庭電器品、健康機器、衛生用機器、厨房機器</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(6) 受配電盤、受変電設備、蓄電池、発電機、太陽光発電装置</p> <p>(7) 工作機械、建設機械、搬送機械、昇降機</p> <p>(8) 建築外装材、建築内装材、土木資材、仮設建築資材</p> <p>(9) 事務機器、書籍、玩具、文房具</p> <p>(10) 宝石、貴金属、時計</p> <p>2. 前号の物品の中古品の販売</p> <p>3. 次の工事の請負ならびに関連する設計、施工、監理およびコンサルタント業</p> <p>(1) 建築一式工事</p> <p>(2) 土木一式工事</p> <p>(3) 管工事</p> <p>(4) 機械器具設置工事</p> <p>(5) タイル・れんが・ブロック工事</p> <p>(6) 板金工事</p> <p>(7) 屋根工事</p> <p>(8) 建具工事</p> <p>(9) ガラス工事</p> <p>(10) 電気通信工事</p> <p>(11) 電気工事</p> <p>(12) 水道施設工事</p> <p>(13) 清掃施設工事</p> <p>(14) 産業廃棄物処理施設工事</p> <p>4. 次のコンピュータに関連する事業</p> <p>(1) ソフトウェアの開発および販売</p> <p>(2) コンピュータによる計算業務の受託</p> <p>(3) コンピュータ教室の経営、講習会の開催</p> <p>5. クレーンの設計、製作、据付 (新 設)</p> <p><u>6.</u> 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</p> <p><u>7.</u> 有価証券の保有および運用</p> <p><u>8.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当会社は本店を栃木県宇都宮市に置く。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>6. 労働者派遣事業</p> <p><u>7.</u> 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</p> <p><u>8.</u> 有価証券の保有および運用</p> <p><u>9.</u> 前各号に附帯関連する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は4,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、名義書換、<u>実質株主名簿への記載、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要のあるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議)</p> <p>第13条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p>	<p>(決議)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p>
<p>第15条 当社の取締役は、22名以内とする。</p>	<p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>
<p>(選任)</p> <p>第16条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第17条 当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 <u>当社の代表取締役は取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>当社は取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第20条 <u>当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(決議)</u></p> <p>第21条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数の決議をもってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 <u>当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第23条 当社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定めるものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第25条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 当社は監査役の互選により常勤の監査役1名以上を定めるものとする。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第28条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(決議)</u></p> <p>第29条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第30条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第31条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定めるものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、免除することができる。</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第37条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>(<u>営業年度および決算期</u>)</p> <p>第32条 <u>当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(<u>利益配当金</u>)</p> <p>第33条 <u>当社の利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第34条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第7章 計算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第41条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第43条 <u>当社は、取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間)</p> <p>第35条 当社の利益配当金または中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>② <u>未払配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>